

# 徳島県開発審査会の概要

## 1 設置の根拠

都市計画法第78条に基づき設置した県の附属機関で、徳島県開発審査会条例により組織及び運営に関して必要な事項が定められている。

## 2 委員の構成

5人以上で構成し、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生または行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから県知事が任命する（法第78条第3項）。

委員定数は7名、任期は2年とされている（条例第2条）。

※経済に関して知識を有するものとして、都市産業界を代表する者を加えるよう配慮し、農業を代表する者は、経済に関して経験と知識を有する者に該当するものとして取り扱う（都市計画運用指針）

## 3 開発審査会が処理すべき事務

### （1）市街化調整区域における開発許可等に関する審査（非公開）

① 開発区域周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は不適當なもの（法第34条第14号）

② 当該建築物又は第1種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は不適當なもの（令第36条第1項第3号ホ）

### （2）審査請求に対する裁決（法第50条第1項）（非公開）

### （3）市街化調整区域における土地区画整理事業の認可に関する審議（公開）

## 4 過去3年の開催実績

令和 2年度 年6回（合計51件）

令和 3年度 年6回（合計41件）

令和 4年度 年6回（合計39件）